

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省  
所管統計検証タスクフォース（第5回） 議事概要

1. 日時：令和4年6月20日（月）14:00-15:00
2. 場所：中央合同庁舎3号館4階幹部会議室
3. 議事概要：

【資料説明】

- 町田情報政策課長より、国土交通省所管統計の点検の趣旨、範囲、方法及び点検項目について説明。
- 高田政策立案総括審議官より、再発防止策の骨子案「国土交通省統計再発防止プラン」について説明。

【構成員・顧問有識者からの主な意見】

<総論>

- 毎日勤労統計での一斉点検から間を空けず、今般の基幹統計に関する点検を行うこととなった原因を国土交通省が生じさせたことを踏まえて、しっかりと対応してほしい。
- 再発防止プランの項目が非常に充実しており、かえって業務過多になるのは本末転倒であり、実現可能性等を検討し、場合によっては思い切って項目を削ることを考えても良いと思う。外向けに再発防止プランのコンセプトを考えられるだけ列挙しているのか、実現可能性を加味して内向けにも打ち出しているのか見えにくい。項目に重み付けをする等、もう少しスリム化できると良いと思う。

<1. 統計組織の体制強化>

- 調査実施の変更時には問題が起こりやすい。統計改善プラットフォームでの改善の取り組みに際しては、五月雨式に改善することでミスが繰り返されることを懸念している。
- インパクトのある統計に重点的に人を配置する等、国土交通省の特殊の問題として捉えていくことを次の段階で考えていく必要がある。

<2. 人材育成の充実>

- 統計がやりたくて国土交通省に入ってくる人が必ずしも多くない中で、統計作成者が専門家として尊敬されるキャリアパスを打ち立てるのはなかなか実現が難しいと思うが、しっかりと取り組んで頂くことが必要。
- 公的統計の人材育成については、外部からデータサイエンティストや統計学者を

連れてくるから良くなるということではなく、業務フローやデータ発生プロセスに詳しい内部職員を育成していく必要がある。統計担当者が業務に精通していないと、何かあった際に数字の誤りを発見できなかったり、統計委員会からの指摘に関する問題性を理解できなかったりと、問題を解決することが難しい。改善の提案ができる企画力を有する人材の育成が必要である。統計のつくられ方を理解し、統計上の間違いが見つかったときの発想力・想像力を備えた専門人材が必要となる。再発防止プランはきれいにまとまったが、出来上がった姿が異なるということがないよう、個別具体的な育成人材像をしっかりと考える必要がある。

#### <4. 統計の改善力・企画力の強化（ユーザーニーズを踏まえた PDCA サイクルの徹底）>

- 業務マニュアルを作成するためには、ある程度基本ができている必要があり、業務マニュアルの作成は出発点であり、終着点でもあると思う。きちんとした業務マニュアルを作成してほしい。

#### <6. 統計 DX の推進>

- 行政記録情報の電子化の活用検討は、最初のとっかかりとしてはとても良く、政策担当原局の協力を得ながら、原局と統計部局が一体となって取り組むことが非常に重要。
- 統計調査では、建築主や地方公共団体が統計データを報告・入力することとなるが、この過程でミスが起こると国土交通省の責任となる。再発防止の観点から、建設 ID のような行政記録情報を統計調査のハブとして活用することは非常に重要。
- 今回の事案をきっかけとして、統計作成のために活用し得る行政記録を徹底的に使用することが大事。政府全体として DX を進める中で、必要な行政記録情報を収集段階で電子化するという発想が必要。その際に、統計調査事項と行政記録を突合することも必要。
- 今後、建設事業者 ID や建設工事 ID で統合されたデータベースをつくるべきである。

#### <7. EBPM の推進>

- 政策を説明する際には必要性、効率性及び政策効果の3つの観点から説明を行う必要があるが、これまでは必要性の話に終始してしまう傾向にあった。また、効率性の話になると、かつての事業仕分けのようにコストカットの話になってしまう。大事なものは、政府が国民からお預かりしたものや人手を、より効果的に政策課題解決のためにどう活用することができるかという議論であり、これがアジャイル型政策形成評価や EBPM のポイントである。この議論に統計や民間データ等を活用することになるが、この点では国土交通省は遅れていると感じる。積極的なコミュニケーションを通じて、統計が活用されるような関係性を構築してほしい。

#### <9. 公文書管理の徹底>

- 統計調査においては、事故が起こった場合も調査票が適切に保管されていればこれに戻ってしかるべく対応が可能であり、調査票は最後の砦と言える。調査票については、公文書管理とは異なる観点から、公文書管理以上の基準や規則づくりが必要。